千葉、昭54不3の1、昭54.12.25

命 令 書

申立人 ノースウェスト航空日本支社労働組合

被申立人 富里商事株式会社

主

- 1 被申立人は、申立人が昭和54年9月6日付けで行った団体交渉申入れに対し速やかに、かつ、誠実に応じなければならない。
- 2 被申立人は、下記文言を縦1メートル横2メートルの白紙に明瞭に墨書し、被申立人の経営する成田インターナショナルホテル(千葉県印旛郡富里村七栄650-35)の従業員食堂の壁の見やすい位置に、本命令交付後3日以内に向う1週間にわたって毀損することなく掲示しなければならない。

記

陳 謝 文

ノースウェスト航空日本支社労働組合

中央執行委員長 A1 殿

富里商事株式会社

代表取締役 B1

当社は、貴組合からの団体交渉申入れに対し、これを拒否してきましたが、このことが労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると千葉県地方労働委員会により認定されました。

よって、当社はこのことを貴組合に陳謝するとともに、今後このようなことのないよう約束いたします。

年 月 日

(年月日は文書を掲示した日を記載すること)

理由

第1 認定した事実

1 当事者

- (1) 申立人ノースウェスト航空日本支社労働組合(以下組合という。)は、昭和35年6月結成され、現在、申立外ノースウェスト航空会社(以下ノースウェストという。)及び被申立人富里商事株式会社に働らく労働者の個人加入により組織されている単一組織の労働組合であって、肩書地(編注、千葉県印旛郡)に事務所を置く外、事業所又は地域等の別により、後記2の(2)①、(6)認定に係るホテル支部を含む10支部を有しており、本件結審時の組合員数は約490名である。
- (2) 被申立人富里商事株式会社(以下会社という。)はノースウェストの乗務員宿舎及び乗換旅客用室の管理業務を主たる目的としてノースウェストの100パーセント出資により設立された株式会社であって、肩書地(編注、東京都渋谷区)に本社を置き、千葉県印旛郡富里村七栄650-35所在の成田インターナショナルホテル(以下ホテルという。)を経営しており、本件結審時の従業員数は93名である。
- 2 申立外ノースウェスト航空日本支社労働組合成田インターナショナルホテル支部の結成 経過について
 - (1)① 昭和54年8月2日、組合の中央執行委員長A1 (以下A1委員長という。)は、ホテルの従業員の集会に要請されて出席したところ、参集した9名の従業員からホテルの現在の労働条件が入社時と違っている等問題があると説明されて組合に加入したいと要望された。そこでA1委員長は組合加入については組合三役と相談すると答えて再会を約した。
 - ② ついで、8月11日、組合からA1委員長以下中央執行委員数名とホテルの従業員側 から10名前後とが出席して会合が持たれ、その席上でホテルの従業員は、ホテルの資

本系列上最も身近にある組合に加入したいと改めて組合加入の意向を表明した。これに対し、組合側は、組合に加入すると会社から赤攻撃等の組合攻撃を受ける恐れがあること等を説明したうえで、組合側とホテルの従業員側とは当日出席の従業員全員が組合に加入し、かつ、ホテルの支部を結成すること、将来の支部役員となる者はホテルの従業員の組合員(以下ホテルの組合員という。)の中から互選すること等を合意した。そして、ホテルの従業員A2及びA3の両名は同日直ちに組合に正式加入した。(これを皮切りとして、その後9月5日までに約60名のホテルの従業員が組合に加入している。)

- ③ 8月30日、A1委員長は、ホテルの組合員と会合し、組合活動の体験談、組合の内部事情、組合運営の方法等について説明した。ホテルの組合員側はA4 (8月15日組合加入)外数名が中心となって応対した。
- (2)① 9月2日、午後1時から組合は臨時中央執行委員会を開催し、ホテルの組合員で組織する成田インターナショナルホテル支部(略称ホテル支部)(以下ホテル支部という。)の結成を承認可決した。一方同日夜ホテル支部の組合員20数名が会合し、全員一致の拍手をもって、委員長A4、副委員長A3、書記長A2のホテル支部三役を選出した。
 - ② 組合規約第53条第1項には「支部委員は当該支部に属する組合員の中から当該支部組合員の直接無記名投票により選出する」と規定され、また、この規約には付則第2項をもって、支部に規約の制定がない期間は支部の機関等について本規約を準用する旨が定められているが、組合は従前から支部が結成されている事業所または地域の職場の勤務体制その他の特殊事情を勘案して支部役員の選出方法については必ずしも直接無記名投票の方法によることを要せず、支部組合員の自主的運営による円滑なる適宜の方法によることを容認するという態度で臨み、また各支部においても未だかって、支部組合員間で支部役員の選出について問題を起したことはなかった。
- (3) 9月3日、午前中、ホテル支部委員長A4からA1委員長に「ホテルキッチンにおいて組合ができたことが発覚したらしい」との電話連絡があったので、同日午後、A1委員長、ホテル支部委員長、同書記長等は善後策を協議し、更に同日夜、ホテル支部組合

員約30名及びA1委員長が会合し、諸々の注意事項を確認するとともに、支部役員体制の再確認を行った。

(4) 9月4日、午前9時半頃A1委員長は電話でホテルの総支配人B2 (以下B2総支配人という。)に面会方を申し入れ、ホテル支部の役員を同行する旨も伝えた。これに対しB2総支配人は、「組合ができたのは、今初めて知った。したがって、ホテルの皆さんにお会いするということでなくて、組合からの通知をまず見せていただきたい。そのためにはA1委員長1人で持って来ていただければよろしいのではないか」と答えた。同日午後1時半頃、A1委員長はB2総支配人に組合及びホテル支部連名による「組合結成並びに役員の通知」書を提出するとともに、同行しているホテル支部役員との面会を再度申し入れたが、B2総支配人は、「会社には、まだ組合ができたという認識もない」、「私もこういうことを担当してから5年の時間的経過があり、物事にうとくなっておる」、「会社にもこういう事態に対応する窓口等もない」といって申入れを拒否した。

同人はかって、ノースウェストの人事部長に在職した当時組合と団体交渉を行ったことがあり、A1委員長とは面識があった。

- (5) 9月4日現在でホテルの従業員91名中58名が組合に加入してホテル支部組合員となっていたが、組合は同日その旨を記載した「成田インターナショナルホテル支部結成」なる見出しのビラをホテルの従業員に配布し、会社はその当時このビラを入手した。
- (6) 9月5日、組合は市川市の勤労福祉会館で定例代議員総会を開催した。冒頭、A1委員長はホテル支部結成承認を議題として正式提案し、承認可決された(賛成65(含む17委任状)、反対2、棄権2)。

提案直後、会社がホテル支部組合員に対し、脱退工作を行っているとの連絡があり、 議長団から代議員に報告された。なお、現在までホテル支部の規約は制定されていない が、その運営は組合規約の準用により行われており、他の支部も同様である。

- (7) 組合はその頃、「ノースウェスト労働組合ホテル支部結成」と題するホテル支部委員長 名のビラをホテルの従業員に配布し、会社はその当時これを入手した。
- (8) 同日会社はホテル支部委員長A4宛の「通知並びに申入書」と題する書面をもって①

前記通知書には9月4日支部を結成したとあるが、同日の支部結成は真実か否か、支部 役員の選出は規約に基づき適法な手続きによってなされたかを文書により回答されたい。 ②組合支部規約を至急提出し、且つ、支部組合員数を通知されたい。③支部の協定締結 権限を明確にするため、ア. 委員長及び支部役員の権限責任、イ. 委員長が支部を代表 できるか否か、ウ. 支部員の権限義務、エ. 委員長が支部内で発生したすべての問題を 処理し解決する権限を有するか否か、について支部の見解を至急求める。④支部は労組 法上の独立した労働組合であるか否か、⑤支部に所属する従業員名簿があれば提出を求 める。⑥支部が回答を求める文書は少くとも7労働日前までに提出しないと会社業務の 都合上回答できない。⑦支部の質問事項は文書をもって総務課に申出られたく、会社は 文書をもって回答する旨の通知並びに申入れをした。

3 組合の団体交渉申入れと会社の態度

- (1) 9月6日、組合は、会社がホテル支部組合員に対し脱退工作を行っているとの前日の 代議員総会における報告を重視してホテル支部との連名で会社に対し、会社管理職によ る組合脱退工作について等を議題とする団体交渉の申入れを行った。
- (2) 9月7日、組合は会社の上記(2の(8))の通知並びに申入れに対し中央執行委員長A1名議をもって、①支部委員長はA4、同副委員長はA3、同書記長はA2、②組合を代表するすべての権限は中央執行委員長が有し、また最終的責任も中央執行委員長が有する。支部独自に関する問題については支部委員長も権限を有し、同時に責任を負うものであるが、支部独自の事柄に関する使用者との交渉及び協定については中央執行委員会の承認を要する。③会社の申入れ事項中、上記回答以外のものは組合自治に関する事項であるので、回答しない旨文書で回答した。
- (3) 9月8日、組合は当地方労働委員会に対し、上記団体交渉の議題について団体交渉促進を調整事項とするあっせんを申請した。また、同日組合は会社に組合規約(組合の支部としてホテル支部が記入されているもの)を提出交付した。
- (4) 9月10日、会社はホテル支部委員長A4宛の「求確認書」と題する書面をもって、上 記9月7日付け組合の回答事項等についての確認並びに上記9月5日付け「通知並びに

申入書」と題する書面記載の申入れ事項についての再申入れを行うとともに、この求確 認は上記組合からの回答が、ホテル支部の外部の者であるA1からの回答であるため行 うものであるとの趣旨を表明した。

- (5) 9月13日、組合はホテル支部と連名で上記求確認事項について文書で回答した。同日、 会社は上記あっせん申請を拒否した。
- (6) 組合は9月12日、9月13日、10月17日、10月18日及び10月20日にそれぞれ上記9月6日付けの団体交渉申入書記載の議題について団体交渉を申し入れたが、会社はこの間、ホテル支部委員長A4宛に11月13日付け「質問並びに申入書」、11月19日付け「再質問並びに申入書」を提出したのみで、組合申入れの団体交渉には今日に至るまで応じていない。

第2 判断及び法律上の根拠

- 1 申立人は、会社は、ホテル支部の結成には疑義があるとして、組合及びホテル支部連名による団体交渉の申入れを拒否しているが、正当な理由なき拒否であると主張し、被申立人は(1)会社は責任と権限を有する独立した労働組合との団体交渉をする必要があるところ、ホテル支部はこの条件を備えた労働組合であるか疑問であり、ホテル支部は会社のこの疑問に関する質問に答えず、(2)ホテル支部の申立人組合への加入手続は組合規約に違反しており無効であり、(3)かかる状況のもとでは、ホテル支部及び申立人組合はいずれも団体交渉の当事者たる適格を有せず、従って、会社は申立人組合及びホテル支部の連名による団体交渉の申入れを拒否するについて正当の理由があると、主張する。
- 2(1)会社の経営するホテルの従業員91名中58名が組合の規約に基づき昭和54年8月11日から9月4日までの間に組合に個人加入し、同年9月2日の組合の臨時中央執行委員会及び9月5日の定例代議員総会において組合の規約に基づきホテル支部の結成が承認可決されたこと(第1、2(1)①、(2)①、(5)、(6)参照)。
 - (2) 組合が9月4日会社に対し、ホテル支部の結成並びに支部委員長A4、同副委員長A3、同書記長A2の三名のホテル支部役員名を通知するとともに、A1委員長がB2総支配人に対し上記3名の面会を申し入れたが、同人がこれを拒否したこと(第1、2(4)参照)。

- (3) 会社は9月4日付けの組合ビラをその頃入手して、ホテル従業員91名中58名が組合に加入している事実をその頃知り(第1、2(5)参照)、また、9月5日頃組合ビラを入手して、ホテルの組合員がホテル支部を結成した事実を知ったこと(第1、2(7)参照)。
- (4) 9月6日組合は、会社がホテル支部組合員に対し、脱退工作を行っているとの前日の 定例代議員総会における報告を重視して、ホテル支部との連名で会社に対し、会社管理 職による組合脱退工作について等を議題とする団体交渉を申し入れたこと(第1、3(1) 参照)。
- (5) 9月8日、組合は当地方労働委員会に対し、上記団体交渉の議題について団体交渉の 促進を調整事項とするあっせんを申請し、かつ、組合規約(組合の支部としてホテル支 部が記入されているもの)を会社に提出交付したこと(第1、3(3)参照)。
- (6) この間、会社は組合及びホテル支部連名のホテル支部結成通知に対してはホテル支部 委員長宛に9月5日付け文書をもって、ホテル支部結成が真実か否か等7項目の質問の 申入れ並びに通知をなし、A1委員長のこれに対する9月7日付けの一部回答にも満足 せず、更にホテル支部委員長宛に9月10日付け文書をもって、9月7日付けA1委員長 の回答事項についての確認を求めるとともに、9月5日付け質問事項の再質問等を申し入れたこと(第1、2(8)、3(2)(4)参照)。
- (7) 9月13日、組合はホテル支部と連名で9月10日付け会社の再質問に回答し、会社はあっせん申請を拒否したこと(第1、3(5)参照)。
- (8) 組合規約によれば、組合の支部役員は支部を組織する組合員の直接無記名投票により 選出する旨定められているが、組合は各支部の支部役員の選出方法を当該支部の特殊事 情による自主的運営に委ねているが、未だ、支部組合員から問題を起したことはなかっ たこと(第1、2(2)②参照)、ホテル支部役員の選出についてもホテル支部組合員の自 主的選出方法に委ねられたこと(第1、2(2)①参照)。
- (9) ホテル支部の支部役員の選出について、組合員の間で問題を起したこと、その他ホテル支部の結成につき、組合規約違反として問題を起したことの資料は存在しないこと。
- (10) 組合の規約は、組合が自主的に運営すべきであり、その運営に関する問題は組合内部

の問題であって、規約に定める手続によらずに議決が行われたとしても、組合員自身が これを問題として取上げることはともかく、組合の団体交渉の相手方である会社が、こ れをとやかくいうことは相当でないと思料されること。

- (11) 従って、仮りにホテル支部の組合への加入手続において規約違反の節があるとしても、 既に説示したとおり、ホテルの従業員各自が加入している組合が、組合名をもって団体 交渉を申し込んでいる以上、ホテル支部の連名の記載はあっても、組合自身の申入れと 解するを相当とすること。
- (12) 以上を総合すれば、組合の9月6日付けの団体交渉申入れについての必要条件は、9 月8日に組合が規約を会社に提出交付した段階ですべて具備したと解するのが相当であ ること。
- (13) 会社は、組合がその後も団体交渉の申入れを重ねているにも拘らず、今日に至るまでこれに応じていないこと (第1、3(6)参照)。

以上の次第であるから被申立人の主張は採用し難く、会社の態度は正当の理由なき団体 交渉の拒否であって、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

3 組合は救済方法の一部に陳謝文の手交を求めているが、主文掲記の救済が相当であると 思料する。よって、労働組合法第27条、労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命 令する。

昭和54年12月25日

千葉県地方労働委員会

会長 新 垣 進